【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百六十八条　削除

（改正前）

第百六十八条　委員長又は委員は、左の各号の一に該当する場合の外、その意に反して罷免されることがない。

一　禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合

二　懲戒免官の処分を受けた場合

三　禁錮以上の刑又はこの法律により罰金以上の刑に処せられた場合

四　心身の故障のため職務の執行ができず、又は職務に関して不当な行為をなしたと内閣総理大臣が認めた場合

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第百六十八条　委員長又は委員は、左の各号の一に該当する場合の外、その意に反して罷免されることがない。

一　禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合

二　懲戒免官の処分を受けた場合

三　禁錮以上の刑又はこの法律により罰金以上の刑に処せられた場合

四　心身の故障のため職務の執行ができず、又は職務に関して不当な行為をなしたと内閣総理大臣が認めた場合

（改正前）

第百六十八条　委員は、左の各号の一に該当する場合の外、その意に反して罷免されることがない。

一　禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合

二　懲戒免官の処分を受けた場合

三　禁錮以上の刑又はこの法律により罰金以上の刑に処せられた場合

四　心身の故障のため職務の執行ができず、又は職務に関して不当な行為をなしたと内閣総理大臣が認めた場合

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百六十八条　委員は、左の各号の一に該当する場合の外、その意に反して罷免されることがない。

一　禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合

二　懲戒免官の処分を受けた場合

三　禁錮以上の刑又はこの法律により罰金以上の刑に処せられた場合

四　心身の故障のため職務の執行ができず、又は職務に関して不当な行為をなしたと内閣総理大臣が認めた場合